

第3回総会 議事録

開催日時 令和2年9月30日(水曜日) 午後1時34分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子
17番 森 博之	18番 高井 トミユ	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

4番 谷崎 徹

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出について
- 報告第4号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時34分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第3回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、5番 金西委員 と 12番 増井委員をご指名いたします。

よろしく願いいたします。

なお、4番 谷崎委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、3 件、 4 筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容について説明いたします。

整理番号1番の申請内容について、説明いたします。

転用目的は、露天駐車場です。

譲受人は、申請地に隣接する〇〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇に宅地を建築するにあたり、囲繞地（その土地を囲んでいる他の土地）になる申請地、〇〇〇町〇〇〇〇〇〇番〇の農地を有効利用したいと計画しており、露天駐車場として利用するため、譲渡人との話がまとまり、このたび農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

申請地内には普通自動車を3台駐車し、雨水はそのまま地下浸透します。駐車には現地盤を利用し、切土、盛り土の必要はありません。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は土地改良区の地区外であり、周辺土地に農地も存在しておらず、周辺への被害もないものと思われれます。

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

担当の谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。
9番 谷崎 委員。

谷崎委員

今説明があったとおりで、現地も確認しましたが、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願
いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。
続いて、事務局は整理番号2番、3番、4番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号2番、3番、4番の申請内容についてまとめて説明いたします。
転用目的は、太陽光発電施設建設でございます。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、適地を探していたところ、日当たりもよく採光を取り
込みやすい場所であり、また太陽光発電の電力の引き込みに必要な電柱が近くの道路にあるため
立地条件が最適であると考え、申請地の所有者との間でこのたび売買の話がまとまったため、5
条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外地です。
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判
断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫〇〇〇支店の融資証明願が添付されてお
り、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等
の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地
には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。また、〇〇堰土地改良区の意見書
が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、整地して碎石を敷設し、申請地の周
囲には既設のコンクリート擁壁があり、また、擁壁のないところには土留めを新設するため、雨
水、土砂等の流出は考えにくいいため周辺農地への被害はないものと思われま。なお、何か問題

が発生した場合は譲受人が責任を持って対処します。

以上のことから、整理番号2番、3番、4番は許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の 栗本委員 さん、何か補足事項があればお願いいたします。
6番 栗本 委員。

栗本委員

近隣農地の所有者にも同意いただいておりますので、別段問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号2番から整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番については、原案どおり可決相当と認めます。
以上で、議案第1号を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第2号を可決いたします。

続いて、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の12ページ、13ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

申請総数は、1件、14筆です。

議長

事務局は、整理番号1番から14番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番から14番までの申請内容について説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続した農地に係る相続税の納税猶予を受けるために税務署へ提出する証明になります。

被相続人である〇〇〇さんから相続人である〇〇〇〇さんに相続された農地でございます。

申請農地については、相続人である〇〇〇〇さんが農地として耕作していることを確認しております。

以上でございます。

議長

担当の 矢野委員 さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 矢野 委員。

矢野委員

今の説明があったように、別に変ったことはありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から14番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告第3号「農地法第43条第1項の規定による届出について」
報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」
議案外について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。
議案書の14ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

申請総数は、17件、29筆です。

この整理番号1番から29番までについては、すべて都市整備課が実施している〇〇地区の地籍調査を行った上での追認の届出となっております。追認でありますので、すべて始末書が添付されております。

整理番号1番は、地目は田で面積591㎡のうち101㎡の駐車場としての届出となります。
整理番号2番は、地目は田で面積416㎡の駐車場としての届出となります。整理番号3番は、地目は田で、面積218㎡の宅地としての届出となります。

整理番号4番から7番については、地目は田で、面積はそれぞれ479㎡のうち50㎡、310㎡、31㎡、219㎡で、申請内容は駐車場及び公衆用道路としての届出であります。

議案書15ページをお開きください。

整理番号8番から12番については、地目は田で、面積はそれぞれ1,001㎡のうち31㎡、155㎡のうち19㎡、22㎡、1,474㎡のうち55㎡、381㎡で、申請内容は駐車場及び公衆用道路及び用悪水路としての届出であります。

続きまして、整理番号13番については、地目は田で、面積は476㎡、申請内容は駐車場、整理番号14番については、地目は田で、面積は497㎡、申請内容は駐車場としての届出で、整理番号15番は、地目は田で、面積は62㎡、申請内容は学校用地としての届出であります。

次に議案書16ページをお開きください。整理番号16番から18番については、地目は田で、面積はそれぞれ、977㎡、19㎡、193㎡であります。申請内容は、駐車場及び用悪水路としての届出でございます。

続きまして整理番号19番、20番は、地目は田で、面積はそれぞれ72㎡、975㎡で、申請内容は駐車場としての届出でございます。整理番号21番は、地目は田で、面積は17㎡、申請内容は進入路及び用悪水路としての届出でございます。

整理番号22番は、地目は田で、面積は786㎡、整理番号23番は、田で面積は90㎡、申請内容は駐車場としての届出でございます。

議案書の17ページをお開きください。

整理番号24番、整理番号25番は、地目は田、面積は190㎡、91㎡、申請内容は宅地としての届出でございます。

整理番号26番は、地目は田で、面積は191㎡、申請内容は駐車場としての届出で、整理番号27番及び28番は、地目は田で、面積はそれぞれ223㎡、614㎡、申請内容は資材置場としての届出でございます。

整理番号29番については、地目は田、面積は34㎡、申請内容は宅地としての届出でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

申請総数は、9件、20筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号『農地法第43条第1項の規定による届出について』

届出件数は、1件、15筆です。

報告第3号については、農地法第43条第1項の規定による届出書は、農作物栽培高度施設の底面をコンクリート等で覆うための届出となります。

これは平成30年11月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りされた場合の取り扱いが見直しされております。当農業委員会では、この届出が第1号となりますので、制度についてさきにご説明をさせていただきます。お手元に配付しております資料に基づいて説明をさせていただきます。

1の取り扱い見直しの「背景」として、農業用ハウス等は、耕作可能な状態のものは農地に該当する一方で、コンクリート等で地固めして耕作できない状態のものは農地に該当しないものとして取り扱ってきました。このため、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りするためには、農地転用許可が必要でしたが、2の取り扱い見直しの「概要」にありますように、取り扱いが見直しされ、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする場合には、農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要になる、すなわち農地として取り扱える仕組みが設けられました。

ただ、届出だけすれば何でもいいわけではなく、一定の基準があります。

3「農作物栽培高度化施設」の「基準」をご覧ください。

1) もっぱら農作物の栽培の用に供されるものであること。

この農業ハウスで栽培をすることが条件となります、農機具を入れておく倉庫などは対象外となります。

2) 周辺の農地等の営農条件に支障を生ずるおそれがないもの。

① 周辺農地の日照に影響を及ぼすおそれがないとして、農林水産大臣が定める高さの基準に適合するもの。

3ページのイラストにありますように、高さの基準として、棟高8メートル以内、軒高6メートル以内、階数は1階のものに限ります。

また、日影の基準として屋根、壁面を透過性のないもので覆う場合は、春分の日および秋分の日午前8時から午後4時までの間において、周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせないこととします。

② 施設から生じる排水の放流先の機能に支障を及ぼさないために、当該放流先の管理者の同意があったこと、その他周辺農地の営農条件に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

3) 施設設置に必要な行政庁の許認可等を受けている、または受ける見込みがあること。

4) 施設が「農作物栽培高度化施設」であることを明らかにする標識の設置など、適当な措置が講じられていること。

5) 施設を設けた土地が、所有権以外の権限に基づいて供されている場合は、施設の設置について、その土地の所有権を有する者の同意があったこと。

以上説明させていただきました一定の基準を満たしていることが条件でございます。

それでは、具体的な説明の方に移らせていただきます。

整理番号1番から15番につきましては、令和元年10月16日に農作物栽培高度化施設設置に伴う造成客土の仮置きを目的として農地法第5条による一時転用が許可されております。

今回、農業用施設の設計等が整ったため、農地法第43条第1項の届出が提出されました。申請内容は、トマト栽培用の農作物栽培高度化施設の底面の一部をコンクリート等で覆うためでございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、先ほど説明させていただきました基準1から5まですべて満たしておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、8月4日付けで受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

事務局（次長）

議案書の23ページをご覧ください。

報告第4号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、1件、1筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印され提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、24ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長（会長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

質疑なしと認めます。よって、議案外について終わります。

続いてその他「小松島市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」、農林水産課より説明があります。

農林水産課

お世話になっております。小松島市農林水産課の坂尾と申します。よろしくお願いたします。

今回私からは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について、説明させていただ

きます。

農業委員さんには、先日お送りさせていただきました資料の中に、こういった一覧の表がございまして、
どういう変更をしたかというところをお送りさせていただきました。

この内容について私から大まかではあるんですけども説明させていただければと思います。

同時に、変更の概要についてという一枚ものと一緒に送付はさせていただいておるんですけども、大きな変更としては、農業経営指標の値の変更ということで、農業を経営するに当たってのおおむねの指標、
こういった営業の規模ですのかというところの一覧がございまして、その値を変更させていただきました。

それが、現行の基本構想では、徳島県が作成している平成15年度版の経営指標をもとに値を出しておつ
たんですけども、その経営指標が30年度に改正されておりますので、その30年度の値を当てはめた
値に変更をさせていただいております。

もう一つ大きな変更が、農地利用集積円滑化事業に関しての事項の部分削除させていただいております。
これは、事業が廃止されましたので、それに伴って削除という形になっております。あと軽微に文章の体
裁を修正しておるところがあるんですけども、大きく内容を変更したところはその2点となっております。
一応私からの説明は以上ではあるんですけども、また何かご質問等ありましたらよろしくお願いい
いたします。

議長

ただいま、農林水産課よりその他について説明がありました。
何か質疑、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑、ご意見なし、と認めます。

よって、「小松島市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」、意見なしということで農
林水産課へ回答させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第3回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございまして、宜しくお願いい
いたします。

総会終了 午後 2 時 3 分

議事録署名委員

5番 金西 章

12番 増井 道宏